

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 A重油（1種1号）買入（函館港）4～9月分 予定数量 1, 010KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 A重油(1種1号)とし、日本産業規格（JIS規格）K2205（重油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 1, 010 KL
- 6 納入場所 函館港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年4月1日 から 令和8年9月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 バージ船からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七条の十一等に基づき国際航海に従事する総トン数400t以上の船舶には、燃料供給証明書および搭載の都度燃料試料を提出すること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または、利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、函館海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。